

西条市特定事業主行動計画の実施状況及び西条市における女性の活躍状況の公表

特定事業主名： 西条市

令和8年7月31日公表

西条市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき「西条市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、西条市における女性の活躍状況を公表いたします。

（1） 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.8%
全職員	65.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	97.9%
本庁係長相当職	100.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.9%
31～35年	91.3%
26～30年	88.0%
21～25年	85.4%
16～20年	95.7%
11～15年	86.5%
6～10年	91.0%
1～5年	96.6%

【説明欄】

・対象期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日まで）

・給与：基本給、超過勤務手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうちパートタイム会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員については、任期の定めのない常勤職員の所定労働時間（1日7.75時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

【差異について補足説明】

①任期の定めのない常勤職員の給与の差異の主な要因

・課長補佐相当職から部局長・次長相当職までの女性職員の割合が低い。

本庁部局長・次長相当職：女性0% 課長級相当職：女性7.0% 課長補佐相当職：女性27.7%

・扶養手当、住居手当の受給者に占める男性職員の割合が高い。

②任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与の差異の主な要因

・職種ごとの給与単価に差異があり、相対的に給与単価が低い職種に就いている職員は女性職員の割合が高い。

③全職員の給与の差異の主な要因

職員数のうち、任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合の差異による。

・女性職員のうち、任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合：65.4%

（２）職員の採用・配置に関する女性職員の割合

1. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理的地位にある職員 （本庁課長相当職以上）	4.4%	4.4%	4.4%

【説明欄】

管理的地位にある職員の登用比率でも差が生じている状況。

（管理的地位にある職員の登用比率）

令和6年度：女性：1.1%、男性：14.9%

令和7年度：女性：1.1%、男性：15.0%

令和8年度：女性：1.1%、男性：15.2%

2. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

役職段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	3.0%	0.0%	0.0%
本庁課長相当職	5.2%	7.0%	7.1%
本庁課長補佐相当職	25.7%	27.7%	27.0%
本庁係長相当職	35.4%	36.4%	36.2%

【説明欄】

勤続年数 20～29 年の段階で課長補佐相当職の登用率の割合に大きな差が生じている。差が生じる要因として、女性職員の昇任意欲の低さや管理職の適齢期時の職員の男女比の差が考えられる。（例えば、令和 8 年の勤続年数 20～29 年職員のうち女性職員の割合は 35.0%と差がある。）

行動計画で数値目標を定める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	行動計画における目標 (令和 11 年度)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
管理職（専門員 級以上）の職員	25%	18.6%	19.9%	19.6%
役付職員（主査 級以上）	30%	25.2%	26.4%	26.1%

3. 女性職員の昇任意欲（令和 7 年度）

区分	行動計画における目標 (令和 11 年度)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
係長以上への昇任 を希望する女性職員	40%	37.2%	38.4%	34.1%

4. 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	行動計画における目標 (令和 11 年度末)	令和 7 年度 採用	令和 8 年度 採用
採用した職員に占める女性職員の割合	50%	48.1%	70.8%

(試験区分ごとの割合)

試験区分	職種	令和 7 年度採用	令和 8 年度採用
上級	一般事務職	46.7%	77.8%
	一般事務職（社会人枠）	100.0%	未実施
	一般事務職（学芸員）	0.0%	—
	土木技術職	0.0%	—
	建築技術職	—	—
	消防職	0.0%	0.0%
	保健師職	100.0%	100.0%

中級	保健師職	—	—
	保育士および幼稚園教諭職	100.0%	100.0%
初級	一般事務職	100.0%	100.0%
	一般事務職 (障がい者対象)	—	100.0%
	土木技術職	0.0%	—
	建築技術職	—	—
	消防職	0.0%	33.3%
実務経験者	一般事務職	未実施	—
	土木技術職	—	—
	建築技術職	—	0.0%

5. 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	行動計画における目標 (令和11年度末)	令和7年度 採用	令和8年度 採用
一般事務職（上級）受験者 に占める女性受験者の割合	50%	32.7%	44.5%

(試験区分ごとの割合)

試験区分	職種	令和7年度採用	令和8年度採用
上級	一般事務職	31.5%	51.0%
	一般事務職（社会人枠）	40.0%	未実施
	一般事務職（学芸員）	0.0%	—
	土木技術職	—	25.0%
	建築技術職	—	—
	消防職	0.0%	0.0%
	保健師職	100.0%	100.0%
中級	保健師職	—	—
	保育士および幼稚園教諭職	100.0%	100.0%
初級	一般事務職	50.0%	53.3%
	一般事務職 (障がい者対象)	100.0%	40.0%
	土木技術職	0.0%	—
	建築技術職	—	—
	消防職	20.0%	25.0%
実務経験者	一般事務職	未実施	16.7%
	土木技術職	—	0.0%
	建築技術職	—	50.0%

6. 全消防吏員に占める女性消防吏員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	行動計画における目標 （令和11年度末）	令和7年度	令和8年度
全消防吏員に占める 女性消防吏員の割合	5%	3.27%	2.6%

（3）勤務環境の整備に関する実績

1. 離職率の男女の差異（平均継続勤務年数の男女の差異）（令和7年度）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	1.98%	1.72%	1.75%
女性	2.03%	1.40%	3.92%

※60歳以上退職や定年退職は含まない。

2. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

（1）男女別の育児休業取得率

常勤職員

区分	令和7年度
男性	50%
女性	100%

会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

（2）男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	7.7%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	53.9%	0%	—	0%
1月超3月以下	15.4%	0%	—	0%
3月超6月以下	15.4%	0%	—	25.0%
6月超9月以下	0%	14.3%	—	37.5%
9月超12月以下	0%	50.0%	—	37.5%
12月超24月以下	7.7%	21.4%	—	0%
24月超	0%	14.3%	—	0%

(3) 育児休業の取得期間が2週間以上の取得率

区分	行動計画における 目標 (令和11年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	85%	28.6%	28.0%	50.0%
女性	100%	100.0%	100.0%	100.0%

【説明欄】

- ・男性の育児休業取得率について、取得期間を2週間以上の取得率も増えている状況である。
- ・会計年度任用職員の男性職員は取得対象者がいなかった。

(4) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（令和7年度）

区分	行動計画における 目標 (令和11年度)	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇 取得率	100%	76.0%	69.2%
育児参加のため の休暇の取得率	100%	52.0%	53.8%

3. 管理職以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間（令和7年度）

区分	令和7年度
内部部局等	13.9 時間／月
内部部局等以外	11.9 時間／月

4. 職員に占める超過勤務の上限（年間360時間）を超えた職員の割合（令和7年度）

行動計画における 目標 (令和11年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5.0%	7.7%	10.4%	9.7%

【説明欄】

突発的な災害対応や選挙事務の従事等の多い年度は時間外勤務時間が増加している。

5. 職員の年次休暇等の取得日数の状況（令和7年）

行動計画における 目標 （令和11年度）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
16.0 日	12.6 日	11.3 日	11.8 日